

# 東京大学大学院新領域創成科学研究科放射線障害予防規程

平成13年9月1日制定  
平成22年9月22日改正

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射線障害予防規程として、この規程を定める。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」（以下「放射線障害防止法」という。）及び電離放射線障害防止規則等（以下「放射線障害防止法等」という。）に基づき、東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「本研究科」という。）における放射線の取扱い及び本研究科に属する者の放射線の取扱いに関し、これらによる放射線障害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者に対して適用する。

- (1) 本研究科において放射線の取扱いに従事する者
- (2) 本研究科の管理区域又はエックス線装置室に立ち入る者
- (3) 本研究科に所属する者で本研究科以外の事業所において放射線の取扱いに従事する者
- (4) 本研究科に所属する者で本研究科以外の事業所の管理区域又はエックス線装置室に一時立入り以外の目的で立ち入る者

2 この規程は、本研究科の放射線施設に対して適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「エックス線装置」及び「電子顕微鏡」とは、電離放射線障害予防規程

則に定めるエックス線装置、及び定格加速電圧が 100 キロボルト以上の電子顕微鏡のうち、放射線障害防止法で定める放射線発生装置に該当しないものをいう。

- (2) 「放射線施設」とは、エックス線装置及び電子顕微鏡並びに放射線障害防止法に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (3) 「放射線の取扱い」とは、次に掲げる作業をいう。
  - ① 放射線障害防止法に定める放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたものの使用、保管、運搬及び廃棄の作業並びに放射線発生装置の使用の作業
  - ② 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」（以下「原子炉等規制法」という。）及び関係法令に定める核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関する作業
  - ③ 放射線障害防止法等に定める放射線業務
  - ④ 電子顕微鏡の使用の作業

（細則等）

第 4 条 研究科長は、法令及びこの規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる運用基準を別に定めるものとする。

- (1) 定期点検要領
- (2) 非密封放射性同位元素管理要領
- (3) 密封放射性同位元素管理要領
- (4) エックス線装置等管理要領
- (5) 個人被ばく線量測定要領
- (6) 放射線防護措置要領

2 研究科長は、法令及びこの規程に定める事項の実施については、前項の運用基準のほか、次の各号に掲げる規則に従うものとする。

- (1) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程
- (2) 放射線取扱者の健康管理に関する実施要領（以下「健康管理実施要項」という。）
- (3) 放射線取扱者の教育訓練に関する実施要領（以下「教育訓練実施要項」という。）

(遵守等の義務)

第5条 放射線取扱者及び本研究科の管理区域又はエックス線装置室に一時的に立ち入る者は、研究科長及び放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(組織)

第6条 本研究科における放射線の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線取扱主任者等)

第7条 研究科長は、本研究科における放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたものによる放射線障害の防止に関する業務の監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 主任者は、本研究科における放射線障害の防止に係る監督に関し、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 予防規程の制定及び改廃に参画すること。
- (2) 放射線障害防止対策の企画、立案及び調査に関すること。
- (3) 放射性同位元素の使用状況等の調査を確認すること。ただし、必要に応じて現場で立ち入り関係者に説明を求め、又は施設及び書類等の点検・検査を行うこと。
- (4) 研究科長に意見を具申すること。
- (5) 放射線管理委員会の開催を要請すること。
- (6) 緊急時、危険時及び事故の際の対策並びに措置を講じること。
- (7) 立入検査等に立ち会うこと。
- (8) その他関係法令等に基づく放射線障害予防の実施の確保のための指示を行うこと。

3 研究科長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中、第1種放射線取扱主任者免状を有する教職員のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければ

ならない。

- 4 代理者は、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。
- 5 研究科長は法に基づき、主任者（選任前1年以内に定期講習を受けた者を除く。）に選任した日から1年以内及び定期講習を受けた日から3年を超えない期間毎に定期講習を受けさせなければならない。

#### （放射線管理委員会）

第8条 研究科長は、本研究科の放射線施設の管理及び障害防止計画等に関する重要事項を審議するとともに、本研究科内の連絡調整を図るため、放射線管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、主任者、関係の専攻・コース及び附属施設の教員若干名並びに研究科長が必要と認める職員をもって組織するものとする。
- 3 委員長は、委員のうちから、研究科長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、委員会の審議の結果に基づき、研究科長に答申又は意見の具申を行う。

#### （意見の尊重）

第9条 研究科長は、委員長が行う答申又は意見の具申及び主任者が行う意見の具申を尊重しなければならない。

#### （放射線取扱者）

第10条 研究科長は、本研究科に所属する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、放射線取扱者（以下「取扱者」という。）として登録しなければならない。

- (1) 放射線障害防止法及び関係法令に基づく放射線業務従事者
- (2) 原子炉等規制法及び関係法令に基づく放射線業務従事者
- (3) 法令で定める放射線業務に従事する職員
- (4) 前号の場合と放射線の取扱内容が同等である職員以外の者
- (5) その他放射線取扱者として管理が必要であると研究科長が認める者

(研究室等責任者)

第11条 研究科長は、放射線の取扱いを行う研究室等ごとに研究室等責任者(以下「責任者」という。)及びこれを補佐する研究室等担当者(以下「担当者」という。)を置くものとする。

2 責任者及び担当者は、本研究科の教職員で、かつ、放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。

(研究室等責任者の職務)

第12条 責任者は、自己の分野等に属する取扱者の個人管理について責任を負うものとする。

2 責任者は、自己の分野等において取扱者となる予定の者について研究科長に登録を申請しなければならない。

3 責任者は、毎年度ごとに取扱者の確認を行うとともに、取扱者について氏名、身分、取扱内容その他に変更がある場合は、その都度研究科長に変更の届出をしなければならない。

4 責任者は、前2項に定めるもののほか、取扱者に関し次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線の安全取扱いに関して適切な指導及び指示を与えること。
- (2) 個人被ばく線量計を支給しその装着を指導すること。
- (3) 個人被ばく線量測定結果を確認すること。
- (4) 健康診断受診について指導すること。
- (5) 教育及び訓練を受けるよう指導すること。
- (6) 記帳について指導し記録の提出を確認すること。
- (7) 放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合、応急的措置を実施し通報すること。

(管理区域責任者)

第13条 本研究科の放射性同位元素を取り扱う管理区域ごとに、管理区域責任者及びこれを補佐する管理区域担当者を置くものとする。ただし、管理区域が特定の分野等に属する場合には、責任者及び担当者がそれぞれ管理区域責任者及び管理区域担当者となる。

2 管理区域責任者及び管理区域担当者は、本研究科の教職員で、かつ、放射

線管理に関する知識を有するものでなければならない。

- 3 管理区域責任者は、所管する管理区域について、放射線障害防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理区域責任者は、所管する管理区域の放射線障害防止に必要な事項を定め、主任者の承認を得て、これを当該管理区域の取扱者に周知、遵守させなければならない。

#### (装置責任者)

第14条 本研究科に設置されているエックス線装置及び電子顕微鏡(以下「エックス線装置等」という。)について、1台ごとに装置責任者及びこれを補佐する装置担当者を置くものとする。ただし、これらの装置が特定の分野等に属する場合には、責任者及び担当者がそれぞれ装置責任者及び装置担当者となる。

- 2 装置責任者及び装置担当者は、本研究科の教職員で、かつ、所管する装置の安全管理に関する知識を有する者でなければならない。
- 3 装置責任者は、所管する装置について、放射線障害防止のための必要な措置を講じなければならない。

#### (放射線管理室)

第15条 研究科長は、本研究科の放射線管理に関する業務を行わせるため、放射線管理室を設ける。

- 2 放射線管理室は、主任者の指導及び指示のもとに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 放射性同位元素の購入、譲受、譲渡、運搬及び廃棄の手続きに関する事務
  - (2) 測定記録の検査及び測定結果に異常があった場合の措置
  - (3) 帳簿及び個人被ばく線量測定記録の保存
  - (4) 緊急時、危険時及び事故の場合の連絡調整
  - (5) 放射線管理に関する技術的事項に関する指導及び助言
  - (6) 文部科学省等関係機関に提出する書類の確認等
  - (7) 関係機関との連絡調整

(事務部の職務)

第16条 放射線管理に関する次に掲げる事務は、事務部において処理する。

- (1) 取扱者の登録に関する事務
- (2) 個人被ばく線量計に関する事務
- (3) 健康診断及び教育訓練に関する通知
- (4) 関係機関等の手続きに係る書類の保管に関すること
- (5) 委員会に関する事務
- (6) エックス線装置等に係る検査記録の保管

(放射線施設の新設及び変更)

第17条 本研究科において、放射線障害防止法に係る放射線施設の新設及び変更を計画した場合は、事前に放射線管理室に届け出て、委員会の承認を得なければならない。

- 2 本研究科において、エックス線装置又は電子顕微鏡を設置、変更、使用再開又は廃止するときは、事前に研究科長に届け出なければならない。

(巡視点検)

第18条 管理区域責任者は、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の巡視点検を行うものとする。

- 2 管理区域責任者は、前項の点検の結果、異常を認めるときは、その状況、原因等を調査し、修理及び清掃等適切な措置を講じなければならない。

(定期点検)

第19条 管理区域責任者は、別表に掲げる点検項目について、別に定める定期点検要領に従い、定期的に所管する管理区域に係る放射線施設の点検を行わなければならない。

- 2 管理区域責任者は、定期点検の結果を主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。
- 3 研究科長及び管理区域責任者は、定期点検の結果、異常を認めるときは、その状況、原因等を調査し、修理及び清掃等適切な措置を講じなければならない。

(エックス線装置等の検査)

第20条 エックス線装置及び定格加速電圧が100キロボルト以上の電子顕微鏡の装置責任者は、次に掲げる場合には当該装置の検査を実施し、その記録を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 当該装置を設置後初めて使用する時。
- (2) 当該装置を変更後初めて使用する時。
- (3) 当該装置の使用を再開する時。
- (4) 定期検査(当該装置の使用を休止している場合を除く。)を実施したとき。

2 研究科長は、前項各号に掲げる場合のほか、必要に応じて装置責任者に検査を実施させることができる。

3 装置責任者は、検査の結果、異常を認めた場合には、修理等適切な措置を講じなければならない。

4 装置責任者は、前項の修理が終了したときは再検査を実施し、その記録を研究科長に提出しなければならない。

(修理等に係る経費措置等)

第21条 管理区域責任者は、第18条及び第19条で行う修理及び清掃等で多額の費用を要する場合には、その経費措置等について委員会で審議することを要請することができる。

(修理、清掃等)

第22条 管理区域責任者は、所管する施設の修理、清掃等を行うときは、その実施計画を作成し、放射線管理室に届け出て主任者の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについては、この限りでない。

2 管理区域責任者は、修理、改修及び清掃が終了したときは、主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。

### 第3章 管理区域

(管理区域)

第23条 研究科長は、放射線障害防止のため、放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたものによる放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 研究科長は、エックス線装置等からの放射線による障害の防止のため必要と認める場合は、エックス線装置室及び管理区域を設ける。

3 管理区域責任者及び装置責任者は、次の各号に定める者以外の者を所管する管理区域及びエックス線装置室に立ち入らせてはならない。

(1) 取扱者として登録された者

(2) 見学者等で一時立入者として責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第24条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 主任者、管理区域責任者及び責任者の指示に従うこと。

(2) 放射線測定器を着用すること。放射線測定器としては、特別の理由のない限り本研究科の個人被ばく線量計を使用すること。

(3) 管理区域内において飲食及び喫煙を行わないこと。

2 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項各号のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要な事項を記入すること。

(2) 専用の作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに管理区域の外に出ないこと。

(3) 退出するときは、身体、衣服等の汚染を検査し、かつ、汚染を除去すること。

3 管理区域責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示しなければならない。

## 第4章 使用

(放射性同位元素等の使用)

第25条 取扱者は、主任者、管理区域責任者、装置責任者及び責任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守して、人体に受ける放射線の量を少なくするよう努めなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれのない使用方法をとること。
- (2) 経験の少ない取扱者は、単独で作業しないこと。
- (3) 非密封放射性同位元素の使用については、別に定める非密封放射性同位元素管理要領を厳守すること。
- (4) 密封放射性同位元素の使用については、別に定める密封放射性同位元素管理要領を厳守すること。
- (5) エックス線装置等の使用については、別に定めるエックス線装置等管理要領を厳守すること。

## 第5章 購入、譲受、譲渡、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素の購入等に係る届出)

第26条 本研究科において、放射性同位元素の購入をするとき又は放射性同位元素若しくは放射性同位元素で汚染されたものを廃棄業者に引き渡すことにより廃棄するときは、事前に放射線管理室に届け出るものとする。

- 2 放射性同位元素を他の事業所から本研究科へ譲受け、又は他の事業所に譲渡するときは、事前に放射線管理室に届け出るものとする。

(保管)

第27条 放射性同位元素は、容器に入れ、必ず所定の貯蔵室又は貯蔵箱に保管しなければならない。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じなければならない。
- 4 非密封放射性同位元素を保管するときは、容器の転倒、破損等を考慮し、汚染が生じないような措置を講じなければならない。
- 5 機器に装備されている密封放射性同位元素は、装備した状態で保管しなけ

ればならない。

- 6 管理区域責任者は、放射線障害の防止に必要な注意事項を、貯蔵施設の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(管理区域における運搬)

第28条 管理区域内で放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを運搬するときは、危険物との混載を禁止するとともに、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止 その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第29条 事業所内(管理区域内を除く。)において放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを運搬するときは、事前に放射線管理室に届け出て主任者の承認を得るとともに、放射線障害の防止のために必要な措置を講じて行うものとする。

- 2 前項の規定は、運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には適用しない。

(事業所外における運搬)

第30条 事業所外で放射性同位元素又は放射性同位元素で汚染されたものを運搬する場合には、事前に放射線管理室に届け出て主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合するよう措置を講じなければならない。

(廃棄)

第31条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、次の各号の定めるところに従い行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃物、可燃物及び動物等に区分し、廃棄物容器に封入した後、保管廃棄設備に保管廃棄し、又は廃棄業者に引き渡すこと。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、無機液体及び有機液体に分類し、次に掲げるいずれかの方法により廃棄する。
  - ① 保管廃棄設備に保管廃棄すること。

- ② 無機放射性廃液については、排水設備により排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること。
  - ③ 有機放射性廃液で焼却可能なもの及び前記以外の無機廃液は、廃棄業者に引き渡すこと。
  - (3) 気体状の放射性廃棄物は排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- 2 密封放射性同位元素の廃棄は、廃棄業者等に引き渡すことによって行わなければならない。

## 第6章 測定

(場所の測定)

第32条 管理区域責任者及び装置責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、次に掲げる要領に従って放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を評価し記録しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素を取り扱う管理区域に関する測定については、非密封放射性同位元素管理要領
- (2) 密封放射性同位元素を取り扱う管理区域に関する測定については、密封放射性同位元素管理要領
- (3) エックス線装置等を取り扱う管理区域に関する測定については、エックス線装置等管理要項

2 管理区域責任者及び装置責任者は、測定結果を記録し放射線管理室に報告するとともに、5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第33条 研究科長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によりこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる1センチメートル線量当量について行うこと。

- (2) 測定は、男子にあつては胸部、女子にあつては腹部について、それぞれ1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか、頭部及びけい部から成る部位、胸部及び上腕部から成る部位並びに腹部及び大たい部から成る部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が、男子にあつては胸部及び上腕部から成る部位、女子にあつては腹部及び大たい部から成る部位以外の部位である場合は、当該部位についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、主任者又は責任者が一時立入者として認められた者については、外部被ばくの実効線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
- ① 測定対象者の氏名
  - ② 測定をした者の氏名
  - ③ 個人被ばく線量計の種類及び形式
  - ④ 測定方法
  - ⑤ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録すること。本人が「妊娠に伴う線量限度適用申告書」を提出することにより、主任者が妊娠の事実を知ることになった女子にあつては、出産までの間1月ごとに集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
- ① 算定年月日

- ② 対象者の氏名
  - ③ 算定した者の氏名
  - ④ 算定対象期間
  - ⑤ 実効線量
  - ⑥ 等価線量及び組織名
- (10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し、次の項目について記録すること。
- ① 集計年月日
  - ② 対象者の氏名
  - ③ 集計した者の氏名
  - ④ 集計対象期間
  - ⑤ 累積実効線量
- (11) 主任者は、第7号から第10号の記録を放射線管理室において保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写しを交付すること。

(作業環境の改善等)

第34条 放射線管理室は、前2条の規定による測定の結果、必要と認めた場合には、管理区域責任者又は責任者に対して、作業環境の改善及び作業方法の変更等必要な事項を勧告するものとする。

2 管理区域責任者及び責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

## 第7章 教育及び訓練

(教育訓練)

第35条 研究科長は、取扱者に東京大学における教育訓練実施要項に従って実施される教育訓練を受けさせなければならない。

- 2 前項の規定による教育訓練は、次の区分により実施する。
  - (1) 取扱者として登録申請された者を対象とする教育訓練（以下「新規取扱者教育訓練」という。）
  - (2) 前年度から継続して取扱者である者を対象とする教育訓練（以下「再教育」という。）
- 3 新規取扱者教育訓練は、次の各号により実施する。
  - (1) 新規取扱者教育訓練は、東京大学アイソトープ総合センター（以下「RIセンター」という。）が行う全学一括講習会及び研究科長が行う部局講習会からなり、双方を受講した者を新規取扱者教育訓練の修了者とする。
  - (2) 部局講習会の項目及び時間数は、次に定めるところによる。
    - ① この規程30分間以上
    - ② その他放射線障害防止に必要な事項
- 4 研究科長は、部局講習会又は再教育の修了者をRIセンター長に報告しなければならない。
- 5 一時立入者に対しては、責任者の承認のもとに、取扱者が、必要な教育を行うものとする。

## 第8章 健康管理

（健康管理）

- 第36条 研究科長は、東京大学保健・健康推進本部（以下「保健センター」という。）と連携して取扱者の健康管理を行うものとする。
- 2 前項の健康管理は、健康管理実施要項により実施する。
  - 3 定期的な健康診断は、次の各号に従い保健センターで行う。
    - (1) 定期的な健康診断は、次の区分により行う。
      - ① 新規取扱者健康診断
      - ② 継続取扱者健康診断
    - (2) 新規取扱者健康診断は、新規取扱者を対象者とする。
    - (3) 継続取扱者健康診断は、継続取扱者を対象とする。
  - 4 研究科長は、取扱者が次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その者につき健康診断を受診させなければならない。
    - (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、又は経口摂取したとき。

- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
  - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
  - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- 5 前項の規定にかかわらず、研究科長は、次の各号に掲げる場合に健康診断を受診させることができる。
- (1) 医師が健康診断を必要と認めたとき。
  - (2) 主任者等放射線の管理に携わる者が必要と認めたとき。
  - (3) 本人が健康診断の受診を希望するとき。
- 6 保健・健康推進本部長は、健康診断の結果を研究科長に報告するとともに、健康診断に関する記録を保存しなければならない。
- 7 放射線管理室は、健康診断に関する記録の写しを対象者に交付しなければならない。
- 8 研究科長は、取扱者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

## 第9章 記帳及び保存

(記帳)

第37条 放射線管理室は、使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練並びに放射線施設等の定期点検に係る帳簿を備え、記帳させなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 使用
    - ① 放射性同位元素の種類及び数量
    - ② 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
    - ③ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
  - (2) 受入れ、払出し
    - ① 放射性同位元素の種類及び数量

- ② 受入れ又は払出しの年月日
  - ③ 相手方の氏名または名称
  - (3) 保管
    - ① 放射性同位元素の種類及び数量
    - ② 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
    - ③ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
  - (4) 運搬
    - ① 放射性同位元素等の種類及び数量
    - ② 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
    - ③ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は、運搬の委託先の氏名若しくは名称
  - (5) 廃棄
    - ① 放射性同位元素の種類及び数量
    - ② 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
    - ③ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
  - (6) 教育及び訓練
    - ① 教育及び訓練の実施年月日及び項目
    - ② 教育及び訓練を受けた者の氏名
  - (7) 放射線施設等の定期点検
    - ① 定期点検の実施年月日
    - ② 定期点検の結果及びこれに伴う措置の結果
    - ③ 定期点検を行った者の氏名
- 3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖する。
- 4 帳簿の保管期間は、帳簿の閉鎖後5年間とする。

## 第10章 危険時の措置

(放射線障害に係る通報事項)

第38条 次の各号に掲げる事態が発生したときは、発見者は、別に定める放射線防護措置要領に従い、直ちに主任者等放射線の管理に携わる者に連絡する等応急的措置を講じなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って吸入摂取し、若しくは経口摂取し、又はそのおそれのあるとき。
- (2) 放射性同位元素により皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 被ばく限度を超えた放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。
- (5) 放射性同位元素をこぼし若しくは散逸し、又はそのおそれのあるとき。
- (6) 放射性同位元素の所在不明若しくは盗難が発生し、又はそのおそれのあるとき。
- (7) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (8) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (9) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (10) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときは除く。
  - ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
  - イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
- (11) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
  - ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
  - イ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
- (12) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき
  - ア 放射線業務従事者　：　5ミリシーベルト
  - イ 放射線業務従事者以外の者　：　0.5ミリシーベルト
- (13) 前各号のほか、著しく放射線にさらされ、又は汚染されるおそれのあるとき。

2 前項の連絡を受けた主任者等は、放射線防護措置要領に従い、その状況に応じた適切な措置を講じなければならない。

3 研究科長は、第1項各号に掲げる事態が発生した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に連絡するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置について10日以内に文部科学大臣等に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素等が異常に漏洩した場合
- (3) 取扱者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (4) 前各号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

(災害時)

第39条 地震、火災等の災害が発生した場合は、本研究科放射線管理施設緊急時連絡体制により関係者に連絡するとともに、必要に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。また、点検の結果は、放射線管理室、主任者を経て、研究科長に報告する。

(災害時の措置)

第40条 放射性同位元素等に関し、火災、地震、運搬中の事故等の災害が発生したことにより、放射線障害が発生し、又はそのおそれがある場合、その発見者は、放射線防護措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。

2 前項の通報を受けた主任者等は、放射線防護措置要領に従い、適切な措置を講じなければならない。

3 研究科長は、第1項の事態が生じた場合は、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣又は国土交通大臣に届け出なければならない。

## 第11章 一般報告

(定期報告)

第41条 放射線管理室は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間の放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。

2 研究科長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

(特定放射性同位元素に関わる報告)

第42条 研究科長は、特定放射性同位元素に係わる以下の各号の行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(1) 輸入、受入れ又は払出し

(2) 特定放射性同位元素の内容を変更(当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む)

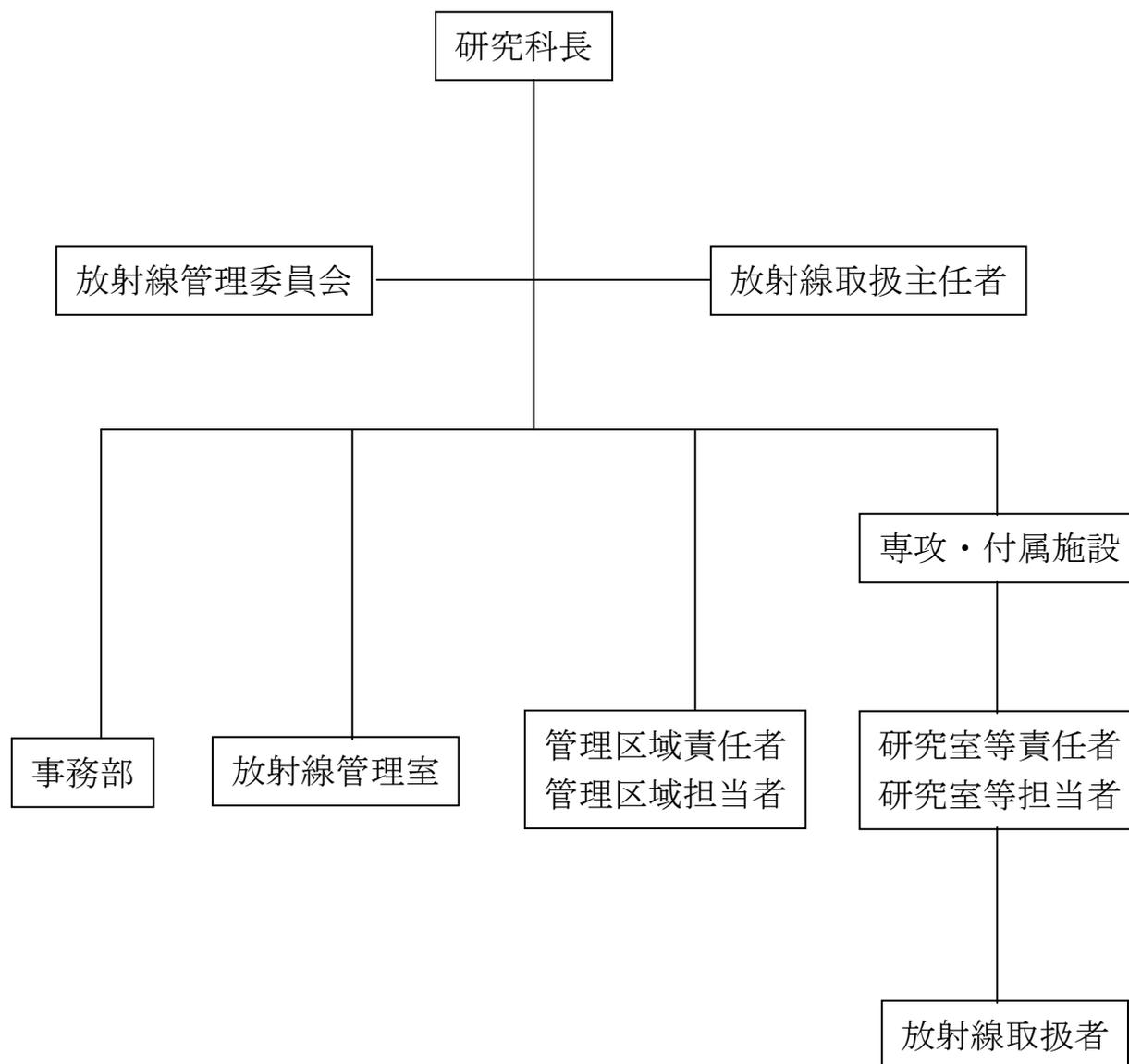
2 研究科長は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係わる報告を翌年度6月末日までに文部科学大臣に行わなければならない。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

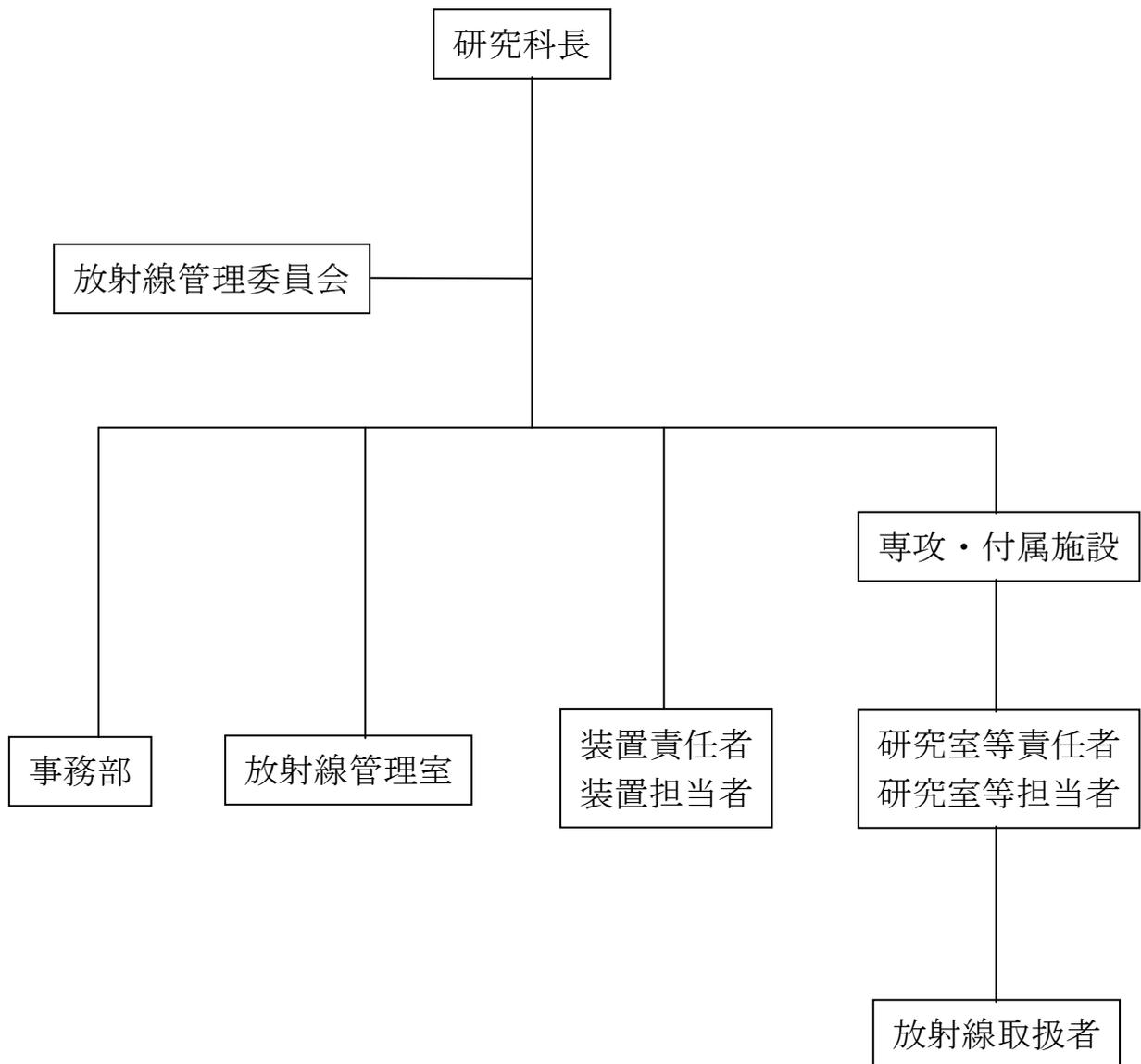
別図1 (第6条関係)

本研究科における放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染されたものの取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織図



別図2 (第6条関係)

本研究科においてエックス線装置等を使用する者、本研究科以外の事業所において放射線の取扱いに従事する本研究科に所属する者及び安全管理に従事する者に関する組織図



別表 点検項目及び実施時期

点 検 項 目	実施時期
① <sub>r</sub> 建物周辺及び耐火性、不燃性等の構造に関する事項	年1回以上又は変更の生じた時
② しゃへい壁、しゃへい物等に関する事項	年1回以上又は変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上又は変更の生じた時
④ 排気設備の構造、能力等及び各種装置との連結状態に関する事項	年2回以上又は変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造、能力等及び洗浄設備等との連結状態に関する事項	年2回以上又は変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上又は変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上又は変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器、b. 除染用具等	年2回以上又は変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上又は変更の生じた時